

令和3年2月26日

## 福岡型ワーケーション推進「パートナー」の参加登録について

福岡型ワーケーション推進事務局  
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

福岡市の魅力であるビジネス環境の良さや都市機能と自然が近接したコンパクトシティの特徴を活かした「福岡型ワーケーション」の推進にご協力をいただける事業者の「パートナー」参加登録について、次のとおり定めます。

### 1 パートナー

福岡型ワーケーション推進事業に協力する参加登録事業者を「パートナー」と称します。

### 2 申込の条件

ワーケーションの趣旨に賛同し、次の条件を満たした事業者とします。

- ・別表で定める、ワーケーションに必要な要素であるいずれかのサービスを提供すること。
- ・原則、福岡市内で利用可能なサービスを提供すること。
- ・福岡型ワーケーションの周知及び利用促進に向けた広報面での協力を行うこと。
- ・事務局や利用者等からの問い合わせ、予約の申し出等に対し、対応ができること。

### 3 除外規定

(1) 次の事項に該当する事業者は、「パートナー」となることができません。

- ・法令や公序良俗に反するおそれのある場合。
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合。
- ・その他、「パートナー」としての参加が不相当であると事務局が判断した場合。

(2) 参加登録後に上記事項に該当することが判明した場合は、参加を取り消します。

### 4 参加登録

「パートナー」の参加登録は、WEB フォームまたは書面で参加申込を行い、事務局の承認を得ることで完了します。

### 5 参加取消

(1) 参加を取り消したい場合は、別に定める書面を事務局に提出してください。

(2) 「パートナー」が、次のいずれかに該当するときは、参加取消を行います。

- ① 法人又は団体が、解散し又は破産したとき。
- ② 個人事業主が、死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

### 6 その他

上記に定めるもののほか、「パートナー」の参加申込に係る必要な事項は、事務局が定めます。

## 別表

ジャンル	説明
(1)ワークスペース	Wi-Fi や電源等の基本的設備を有し、ワーケーション利用者が利用可能なワーク環境を提供する施設であること
(2)ビジネスマッチング	ワーケーション利用者向けのマッチング機会を提供すること
(3)ビジネスイベント	ワーケーション利用者が参加可能なイベントを実施すること
(4)視察・研修	施設等の視察受入やチームビルディング・ワークショップ等、人材育成や事業創造に資する研修を行うこと
(5)アウトドア・体験	キャンプ、トレッキング等の自然体験や、まち歩き、絵付け体験等の歴史・文化体験等を提供すること
(6)観光・文化施設	主に観光利用を目的とした、福岡市の観光的魅力を伝える施設、または市の文化・芸術に関する展示等を行う施設であること
(7)交通	乗車等を通じて、福岡市の観光的魅力を伝える交通サービスを提供すること
(8)宿泊	テレワークプランや長期滞在向けプラン等、ワーケーション利用者にとって有益なプランや設備を有する宿泊施設であること
(9)サポート等	①又は②のいずれかのサービスを提供すること ①パートナーがワーケーション推進に取り組むための商品開発や機能強化を行う際のサポート ②その他、福岡型ワーケーション推進に寄与するサービスの提供